

韓国の大学入試政策動向と課題

金美蘭（韓国教育開発院）

1. 韓国における高等教育現況

韓国の高等教育就学率は2009年4月現在69.6%に達し、ユニバーサル化が進んでいる。このような韓国における高等教育の発展は私立大学に負うところが大きい。高等教育機関数でみると、大学では177校中、151校が私立であり全体の85.3%を占めている。専門大学では全体146校中、136校と93.2%にも上る。ところが少子化による学齢人口の減少により地方私立大学を中心に深刻な打撃を受けている。高校卒業者は2011年の64万人を頂点に減少しはじめ、現在59万人の大学定員がそのまま維持されると仮定すれば、2016年度には進学予定者が47万に過ぎず、定員を13万人下回ることになる。学齢人口の減少は定員割れによる経営困難をもたらしている。

実際、2009年度の新入生充員率が70%にも満たない私立大学（専門大学を含む）が全体294校の10%に当たる29校にも及び経営困難に苦しんでいる。定員割れが経営悪化に結びつくのは授業料依存の高い韓国の私学の財政構造によるものである。2008年度基準の私立大学の財源構成をみると、授業料収入は全体収入の64.0%を占め、全体私学財政の2/3を賄っている。国庫補助金は10.4%、寄付金は3.9%で、法人転入金は4.5%に過ぎない。このような私立中心の発展構造の下では私立大学の経営危機は深刻な大学競争力の弱化につながる。大学競争力を強化するために2010年からは支援予算を増額している。韓国の高等教育の公的負担比率（Tax Financing）は0.6%とOECD平均1.1%の半分にしかならないことから、現在5兆7千億ウォン規模の高等教育財政を、GDPの1%にあたる10兆ウォンに拡大するという。

2. 大学入試政策動向

韓国における入学者選抜システムは1945年以降、大きくは15回、小さいものまで

含めれば 36 回も変わっている。大学入試は大きく国家考査、大学別試験、そして高校内申の組み合わせで行われている。1980 年まで行われていた大学別試験が 1981 年にはなくなり、代わって高校内申が取り入れられた。その後、1986 年から大学別の論述試験や面接試験が取り入れられるなどの変遷を遂げたが、2008 年までは国家考査である修学能力試験と大学が個別に行う論述試験、そして高校での生活を記録した生活記録簿が使われていた。これら入試改革の目的は常に公教育の正常化と私教育の緩和であった。現在も未来競争力強化を目的に A0 入試を拡大するなどの入試多様化政策を推進している。大学入試のあり方は韓国社会での関心が極めて高く、また高等学校以下の学校教育のあり方と密接に関わり家計や社会経済への影響も大きいからだ。

李明博政府の 2008 年出帆と同時に過去 30 年間の画一的な「平準化」政策と大学入試の標準化に代表される大学官治主義が国家競争力強化に必要な高等教育の力量低下をもたらしたとして大学入試 3 段階自律化政策を打ち出した。その目的は大学の自律性を最大限に保障し、高等教育のグローバル競争力を向上しようとするものである。

2008 年から 2010 年までの 1 段階では、まず修学能力試験の活用を自由化する。修学能力試験活用の自由化とは、これまで 9 段階の等級でしか提供しなかった学生の修学能力試験結果を等級、標準点数、百分位点数など全てを利用できるようにすることである。また、大学別入試の自由化とともに大学情報を公開する情報公示制により大学の社会責務性を担保しようとしている。大学入試業務の大学教育協議会への委譲は 2008 年度にすでに実施された。2011 年から 2012 年までの 2 段階では、修学能力試験の科目数を現在の 8 科目から 5 科目に縮小する。修学能力試験の一科目である英語試験を英語能力検定試験に変え、結果的に修学能力試験は 4 科目に縮小することになる。さらに、学生選抜の妥当性・高校教育課程の活性化のために多元的な能力を持った人材を選抜する入学査定官制度 (Admission Officer) の拡大などを経て 2012 年度には完全自律化を図り大学の学生選抜権を法律で保障するのみならず、修学能力試験業務も教育課程評価院 (KICE) に移譲する計画である。

大学入試 3 段階自律化政策によって改定された高等教育法施行令第 32 条及び第 33 条は「大学の学生選抜が公正、かつ安定的に実施されるよう韓国大学教育協議会は大学間の協議と協調を通じて入試に関する基本的な事項を定め公表」し、「大学は韓国大学教育協議会が樹立・公表した大学入試基本事項を遵守しなければならない」と規定している。そして韓国の現行大学入試は以下の要素を反映して実施されている。

＜表 1＞大学入試基本事項

区分	内容
募集時期	①定時：複数志願機会確保のため力、ナ、夕群 ②随時：大学自律日程で 2-1、2-2、2-3 区分 ③追加：欠員の補充
志願類型	①一般：高校生、就業者、特技生対象 ②特別：教育補償基準適用対象 * 定員内と定員外に区分
反映要因	①学生生活記録簿(学生簿)： 教科領域と非教科領域 ②修学能力試験：5 教科 52 科目（標準点数、百分位、等級提供） ③大学考査：学力考査を禁止して論述、面接、実技、適性・人性検査実施 ④その他：推薦書、学校・学生プロフィールなど
入学査定官 (AO)	①学生特性(認知的特性/情義的特性など) ②大学の Admission Policy 適合性 ③教育環境(家庭環境、教育条件、高校特性)

3. 入学査定官制度 (Admission Officer) 現況

一連の入試改革の中で特に注目を浴びているのが入学査定官制度 (Admission Officer) である。学生生活記録簿、修学能力試験成績、各種書類などの多様な要素を分析し、活用できる大学入試専門家である入学査定官 (Admission Officer) により、成績中心の学生選抜から脱皮し、学生の潜在力、大学の設立理念、発展戦略、募集単位の特性に従って学生を選抜するのが「入学査定官制度」である。アメリカの Admission Officer(入学査定官)をモデルに高校の教育課程の特性、個人的な環境及び特徴を評価する権限を大学にまかせ高校内申が実質的に活用できるようにした制度が入学査定官制度と言える。

実際にAOによる入試が適用されたのは 2007 年度であるが、政府の財政支援の下で本格的に実施された 2008 年度である。その年に 10 校の先導大学を含め 16 大学で 567 人を選抜した。AO入試の競争率は建国大学の場合 73.7 : 1、高麗大学 42.7 : 1、漢陽大学 52.3 : 1 と新しい入試に対する関心が高かった。政府の財政支援も 2009 年には 47 校に対し 236 億ウォンであったが、2010 年度には支援予算を 350 億ウォンに拡大している。そして各大学も全体募集定員の 11%にあたる 3 万 8 千人あまりを入学査定官制度によって選抜すると発表した。

＜表 2＞入学査定官制度現況

学年度	政府支援大学	支援予算 (億ウォン)	実施大学 (%)	学生数 (%)
2007	10	157	10 (5)	350 (0.0)
2008	40 (継続 10, 新規 30)	157	41 (20)	4,555 (1.2)
2009	47 (先導 15, 継続 23, 新規 9)	236	90 (45)	24,622 (6.5)
2010	未定	350	107 (52)	38,228 (11.0)

さらに、教育科学技術部は 2010 年度からは入試資料の信頼性を確保し、査定官の機能拡大のために支援予算を拡大するという内容の入学査定官制 3 段階定着方案を発表した。入学査定官の専門性の強化、身分安定化、入学査定官制度の公正性の確保、という具体的な方案を出した。入学査定官制度の内実化を図り、2012 年には韓国型 A0 制度を定着させることで、大学入試 3 段階自律化の目標を達成しようとするものである。

4. 入学査定官制度の問題

大学入試 3 段階自律化の一環として導入された入学査定官制度の実施により大学入試の多様化が進んできているが、その一方でさまざまな問題も惹起されている。まずは A0 入試が拡散することにより、情報の不足から起きる混乱である。大学別に入試が自由化されたために支援大学の募集情報を集めることに受験生はもちろん高校現場でも混乱が起きている。また推薦書、学校や学生のプロフィールなど多様な要素が反映されるため、受験者の入試負担が加重されているという問題もある。要求される書類が 20 以上あるケースもあり、大学ごとに異なる要素反映比率のために私教育を受ける比率が増加し、私教育問題解決のために提案された大学入試 3 段階政策が却って私教育を煽る結果になるというアイロニーが生じている。その結果、私教育による成績格差が生じ、結局は私教育費支弁能力による社会階層間格差が深化し教育不平等の再生産が起きるといった問題に繋がっている。例えば、入学査定官制度では AP (Advanced Placement: 専攻深化科目) をとった生徒に有利になるように選抜基準を決め、優秀人材を確保している。しかし、外国語や科学などに優れた成績を収めた生徒が入ることに

なっている特殊目的高校だけがAP制度の運営が可能であるため、平準化高校よりも特殊目的高校が有利になる。特殊目的高校の入学者が小学校段階から私教育を受けた経済的にも文化的にも高い階層の出身者であることが平準化の問題とともに問題になっている。これもAO入試の副作用と言える。

また、成績という定量的な評価基準ではなく、潜在能力を測る定性評価の曖昧さからくる公正性の問題が提起されている。一番大きい問題は評価の主体である入学査定官への不信であろう。学生の選抜に密接に関わっている入学査定官の専門性に加えて、非正規職である契約職の責務性をどう保証するかも問題である。これは大学入試の管理体制に関する批判につながっている。入学査定官制度のほとんどの業務は大学教育協議会が担当しているが、果たして公正性、信頼性、妥当性を保つことができるのかという問題である。大学入試は中等教育の教育課程運営と密接に関わっているにもかかわらず、個別大学が高校教育課程を無視した入試基準により学生を選抜したとしても、これに対する制裁は不可能になっているのである。

そして、これらの問題の全てが受験生と父母の入試負担を加重させる結果になることである。入学査定官制度を拡大導入した本来の目的は成績中心の学生選抜から脱皮し、成績以外の多様な能力に基づく選抜によって大学の自律化を図るためであったにも関わらず、上位私立大学は最低学力基準を設けているため、修学能力試験の成績を上げなければならない。それに加えて、入学査定官制度で重視されている学生生活記録簿の非教科領域活動のために私教育費をかける傾向が顕著に現れ、私教育の緩和と公教育の正常化とはかけ離れた結果を招来している。また入試を大学の自律に任せたことで募集類型が多すぎ、複数の大学に受験する学生たちは大学ごとに異なる受験準備を強いられていることもあり、入試負担がますます過重になっているのである。

5. 入試政策の課題

このような問題を解決し大学入試自律化を実現するためには次のような方案が必要と考えられる。

第一に選抜の妥当性を強化する方案が必要である。そのためには高校の生活記録簿を正確に記述することにより高校への信頼を回復しなければならない。そして大学や学部など募集単位の特性に応じた入試を奨励しなければならない。大学や学部の特性とは関係ない画一的な入試は点数競争を助長するだけだからである。更にAO入試などの活用により、成績だけでなく学生の多様な能力を評価できる総合的學生評価制度を確立しなければならない。

第二には高校—大学連携を強化する必要であろう。高校は生活記録簿の信頼性を高

めなければならないし、大学も選抜基準とする高校での学習内容を明瞭化し情報を提供しなければならない。そして高校は教育課程を再構造化し教師の教科専門性を強化し、進路指導にも力をいれるべきであろう。その結果、高校の評価権と大学の選抜権を相互に保障し合う高校－大学連携を通じて、最も問題になる生活記録簿に対する合意を誘導できるだろう。

第三には社会的公平性を確保するためには情報公開が必要である。2009年度から実施している大学情報公示の項目を更に拡大し、誰もが大学の特性や入試情報を調べられるようにしなければならない。大学自律化により政府の統制を最小限にする代わりに、大学自らが特性化を図り多様な需要を創出できるよう、需要者に情報を公開する必要がある。また社会階層の再生産が入試により拡大することから、国家奨学制度を確立し社会統合のために一層の努力をする必要がある。社会統合のために大学入試に機会均等入試のような特別入試を拡大するだけでなく、学業成績以外の多様な能力を評価するために生活記録簿を活用し、AO入試も強化すべきである。

大学入試3段階自律化政策は現在進行形であるが、大学入試自律化政策の所期目的を達成するためには政府は学生選抜の方向を明確にし、定員政策などの規制を緩和するよう行・財政支援が必要であろう。また大学においても①アドミッション・ポリシーの明確化、②募集単位特性に沿った入試の多様化、③学生への情報提供などの努力が求められている。高校ではAPに対応できるような多様な教育課程を開発し、運営すべきであろう。そして進路指導を強化し、学生評価基準を確率する必要がある。これらの方案を推進するにあたり、社会的合意を導出するための連携が最も重要であろう。

